

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3件 |
| 厚生年金関係 | 3件 |

長野厚生年金 事案 962

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月から19年9月まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間について、実際の給与額は24万3,000円であったが、標準報酬月額はそれよりも低い額で記録されているので当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、平成18年9月25日付けで、同年7月に遡って17万円に引き下げられた上、19年7月10日付けで、同年6月に遡って13万4,000円に引き下げられ、申立人の被保険者資格喪失日(同年10月27日)まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、複数の同僚(平成18年9月25日付けで4名、19年7月10日付けで2名)についても、申立人と同様に標準報酬月額を遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書及びB市から提出された市県民税所得課税額証明書によると、申立人の給与額は、申立期間を通じて24万3,000円であると推認でき、当該遡及訂正後の額まで給与額が引き下げられた状況は見当たらない。

また、申立期間当時、当該事業所の税務事務を受託していた税理士は、「申立期間当時、A社は社会保険料を滞納していた。元代表取締役から、『社会保険事務所から呼出しを受け、滞納保険料の納付について協議をしてきた。』と聞いたことがある。」と証言しているところ、滞納処分票によると、当該遡及訂正処理が行われた当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが

確認できる。

さらに、オンライン記録によると、2回目の遡及訂正処理が行われた日以降の期間における申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理後の額と同額の13万4,000円で定時決定処理されているが、当該定時決定に係る処理日は、平成19年7月31日であり、2回目の遡及訂正処理日の同年7月10日と近接しており、当該二つの処理が社会保険事務所の関与のもとに行われた連動した処理であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成18年9月25日付け及び19年7月10日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理、並びに同年7月31日付けで行われた標準報酬月額の定時決定処理は、当時の滞納保険料の減額を目的として行われた処理であり、事実即した有効な処理であったとは考え難く、かかる処理を行う合理的な理由が認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 15 日から 22 年 8 月 15 日まで
年金事務所から申立期間について脱退手当金が支給されているとの連絡があったので確認したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。
脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も全く無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 22 年 8 月 15 日時点においては脱退手当金の受給要件（被保険者期間 3 年以上）を充足しておらず、同年 9 月 1 日の法改正により受給要件を満たしたものであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、180 円の脱退手当金が支給されたことが確認できるところ、この金額は、正規脱退手当金に「女子特別附加脱退手当金」を加算した金額に一致するものの、当該附加脱退手当金は、昭和 22 年 9 月 1 日以降において被保険者資格を喪失した場合又は再び被保険者となりその資格を喪失した場合に支給されることから、申立人は、当該附加脱退手当金の受給要件を満たしていないものと考えられ、支給記録自体に疑義が認められる。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定された昭和 22 年 9 月 12 日から約 3 か月後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、申立期間前に申立人が請求した場合、失念するとは考え難い未請求期間が存在する。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 10 日から 34 年 12 月 26 日まで
年金事務所から申立期間について脱退手当金が支給されているとの連絡があったので確認したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。
脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も全く無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和36年1月31日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和32年5月に婚姻し、改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。